

取調べの可視化 実現ニュース

2007
No.2

(通算第3号)2007.9.1

今月の特集

- 取調べの可視化を考えるシンポジウム「えん罪を生み出す取調べの実態～ある日突然逮捕されて～」報告
- 「鹿児島選挙違反事件12名全員無罪判決の元被告人と取調べの可視化を考える緊急院内勉強会」報告

編集責任：日本弁護士連合会 取調べの可視化実現本部



約300名の来場者と約20台のテレビカメラが会場を埋め尽くした。布志事件の概要が説明された。事件は、有権者約20名の集落で191万円が無稽なでっちあげの事件であったが、それでも、被告人とされた人々の無罪を明らかにするために、3年7ヶ月の期間、54回の公判回数を要し、その多くが自白の任意性に関する取調べに費やされた。最終的に無罪となつたものの、それでも裁判所は自白の任意性を否定することができなかった。

最近、密室取調べによって虚偽の自白が作られたえん罪事件が相次いでいる。2007年6月6日に実施されたシンポジウム「えん罪を生み出す取調べの実態～ある日突然逮捕されて～」では、全国各地のえん罪事件被害者が密室取調べの実態を語った。

以下は鹿児島選挙違反事件(布志事件)の元被告人からの報告である。

「有権者約20名の集落で191万円荒唐無稽な犯罪を認め、弁護人を務めた笹川竜伴弁護士(鹿児島県)から、志

報告①

鹿児島選挙違反事件が明らかにしたこの国の取調べの仕組み

取調べの可視化実現本部事務局次長
古田 茂

「えん罪を生み出す取調べの実態」 ある日突然逮捕されて「報告」

「なんで裁判所の中まで警察はウソを言うんだろっか」

藤山忠さんは、連日朝から深夜にわたる取調べ、ほかの人は認めているなどと騙す取調べ、壁を叩いたり、机を蹴飛ばすといった取調べを受けた。立つて歩くこともできないような精神状態になり、身に覚えのない自白に追い込まれた。取調べをした警察官は、裁判では、藤山さんの目の前でウソをついた。なぜウソをつくのかわからない、絶望的な問いであった。

「録画・録音がないと、どういっせん罪事件が起きる」

いわゆる「踏み字事件」の被害者である川畑幸夫さんは、事件後、取調べの可視化を訴えることを使命とする。経営するホテルの周りに「取調べの可視化」と掲げ、マイクロバスを購入し、取調べの可視化を訴えながら、これまでに鹿児島県内を1万4000キロ走行した。

自決未遂を引き起こした553時間にわたる取調べ

懐裕裕さんは、連日、どなりつけられるなどの取調べを受け、ついには川に飛び込んで自殺を図った。しかし、その後も全く配慮のない取調べが続き、取調べ時間は延べ553時間にも及んだ。

「この事件は警察犯罪です。」

鹿児島県議会議員であり395日間勾留された中山信一さん、273日間勾留された妻のシゲ子さんは、報道を用いた見せしめ的な扱いや「1回だけ認めれば家内はすぐ出せる」などと家族を人質に取るといった取調べの実態を報告し、この事件を「警察犯罪」と断

報告を聞いて

報告者の方々は、忌まわしい記憶にあえて向き合うことを選択し、自白を迫る取調べの実態、自白は簡単に作られること、取調べは偽証すること、そして裁判所は取調べの実態を判断できないことを訴えることを使命とした。

そして、その報告は、全国各地において、自白を強要する共通の手法が用いられていること、その手法は何十年も変わっていないことを明らかにした。

報告を受け取る側の使命もまた重いことを、あらためて感じた。(第二東京弁護士会会員)

報告②

富山事件の冤罪被害者が明かす取調べの実態

取調べの可視化実現本部事務局次長
中西 祐一

富山事件とは？

富山県内で2002年に発生した強姦既遂事件・同未遂事件の被害者とされた男性が、同年4月8日、14日、15日の3日間、富山県警水見警察署で任意の取調べを受けました。

男性は、当初は否認していましたが、15日の取調べにおいて犯行を自白したとして逮捕・勾留・起訴され、同年11月27日、富山地方裁判所高岡支部において懲役3年の実刑判決を言い渡されました。

男性は、実際に、2年以上もの間服役しましたが、2006年8月に真犯人が逮捕され、同年11月にこれら2件の犯行を自白したため、男性の無罪が発覚しました。これが富山事件です。

取調べの実態

男性の話によれば、逮捕前の取調べは、午前10時半ごろから午後11時ごろまで、約30分の昼食時間以外は休憩も与えられずに続けられ、夕食を摂ることも許されませんでした。

自白に追い込まれた4月15日の取調べでは、取調室が暑く、一度気を失ってしまったにもかかわらず、そのまま取調べを続けられたそうです。

その後、男性は、取調官から「お前の姉さんが『間違いないから、どうにでもしてくれ』と言っている」と言われたり(実際にはそのような話はありませんでした)、母親の写真を持たされ、

「その写真を見て、お前はやってないと言えるのか」と追及された結果、虚偽の自白に追い込まれました。

男性は、逮捕後、検察官の弁解録取や勾留質問において被疑事実を否認しました。

しかし、その直後の取調べで、警察官から、机を叩きながら、今にも殴られそうな剣幕で叱られ、「今後ひっくり返すようなことはいたしません」という警察署長宛の念書を作られました。

その後、男性は、警察官から「今後は『はい』か『いいえ』しか言つな」と恫喝され、虚偽の自白調書を作られました。

また、引き当たり捜査の際も、警察官の誘導に従って道案内をさせられ、犯行現場の被害者の自宅の目の前で「指をさせ」と言われたそうです。さらに、その後、犯行現場の見取図を作成した際は、警察官に後ろから手を持たれて見取図を「作成」させられたとのことでした。

取調べの可視化へ向けて

シンポジウム当日は、大勢の報道陣が詰めかけ、富山事件に対する関心の高さがうかがわれました。その中で、男性は、「取調室の中にカメラがあれば、警察は思うがままの取調べはできない」と、取調べの可視化の重要性を強く語ってくれました。(金沢弁護士会会員)

「鹿児島選挙違反事件12名全員無罪判決の元被告人と取調べの可視化を考える緊急院内勉強会」報告

鹿児島選挙違反事件元被告人が可視化の実現を強く要請

取調べの可視化実現本部副部長

前田 裕 司

鹿児島選挙違反事件(志布志事件)の被告人12名全員無罪判決を受けて、2007年4月24日に、衆議院第二議員会館で「鹿児島選挙違反事件12名全員無罪判決の元被告人と取調べの可視化を考える緊急院内勉強会」を開催した。元の鹿児島県志布志市から元被告人全員が出席して、自白強要の実態や長かった公判での苦しみなどを切々と訴えた。

県議会議員候補が現金等を有権者にばらまいたとして公職選挙法違反の買収の罪に問われた事件は、実は全くの虚構であった。それにもかかわらず、小さい村の多数の住民が警察の取調べを受け、逮捕

同日午後3時半からは、会場を弁護士会館に移して、「緊急報告



多数の国会議員・報道関係者の前で可視化の必要性を強く訴えた

会 鹿児島選挙違反事件元被告人が語る取調べの実態」を開催した。院内勉強会と同様に、元被告人の体験のほか、元被告人から事件の特徴や裁判の経過などがより詳しく説明された。また、日弁連の可視化への取組みの経過や今後の方針なども語られた。

今回の事件は、警察のねつ造事件であることが最大の特徴であり、また、それであるがゆえに「踏み字」事件に表れているように、脅しや甘言など、ありとあらゆる手段を弄しての自白獲得が行われた。逮捕された人の半数が有りもしない事実を「自白」したが、全員口を揃えて、「可視化が実現していれば酷い取調べもなく自白することもなかった」「一刻も早い可視化を望む」という意見であった。裁判員裁判の実施までに、何としても取調べの可視化を実現しなければならぬとの思いをより強くした次第である。

(東京弁護士会会員)

検察庁による取調べの録画・録音試行

各地検の録画設備見学報告

取調べの可視化実現本部事務局次長

甲 木 真 哉

昨年5月の最高検察庁の発表を受けて、昨年夏から東京地検において取調べの録画・録音試行が始まり、さらに今年春には東京地検以外の庁においても取調べの録画機器が設置されたことから、当実現本部及び各弁護士会では順次各地の検察庁に申入れ、録画設備を見学してきた。その内容をここに報告する。

これまで見学したのは、東京、大阪、仙台、福岡、京都、札幌、広島、神戸、横浜、高松の計10の各地検の録画設備であるが、カメラの設置位置などが若干異なったものの、概ねいずれの地検でも録画機器等に違いはなかったため、私自身が見学した福岡地検の録画設備を中心に報告することとする。

録画設備が置かれた取調室は、通常の検察官の部屋と同じような造りとなっており、机がL字型に並べられて、被疑者の正面に検察官、右側に検察事務官が座る形となっているが、被疑者から見て右

面映像をアナログ化しており、1枚につき2時間まで録画可能とのことであったが、同時に2枚録画するかどうかについては、見学した庁によって回答が異なった。このような録画機材は可動式となっており、物理的には他の部屋や他の庁にも動かすことが可能である一方、録画について被疑者の同意は得るものの、録画されたかどうかは弁護人に通知しないとのことであった。

(福岡県弁護士会会員)

検察庁による取調べの録画・録音試行事例について

取調べの可視化実現本部副部長

前田 裕 司

最高検察庁によれば、2006年7月から東京地検で実施された被疑者取調べの録画・録音試行は、2007年2月から全国各地に拡大され、同年6月末で計48件実施されたという。その中には新聞等で報道された、公判で自白の任意性や特信状況の立証として取り調べられた1件が含まれている。現在のところ、担当弁護士から弁護士会への報告件数は極めて少なく、東京三会可視化PTで把握しているのも僅か4件である。

報告案件を整理すると、今回の試行の問題性が浮かび上がってくる。第一にビデオの撮影時間は30分程度の短時間のものがほとんどで、取調べの一部しか撮っていないことである。第二に、取調べ(調書作成)が全部終了した後で、検察官から「自分の言ったとおり」に調書が作成されましたね」との旨の質問があり、被疑者が「これに間違いありません」と回答するよう、これまでの取調べの正当性を確認し、調書に任意性があることを強調するものであることである。第三に、刑法316条の

このような検察庁の試行の状況には、検察官にとって都合のよい部分の取調べしか録画せず、任意性立証の解決にならないという根本的問題がある。とりわけ、一部の録画が公判での任意性や特信性の立証に使われる状況は非常に危険であり、弁護士としては一部の録画と証拠調べに反対し、全過程の可視化へ繋がる弁護活動を展開する必要がある。また、ダビングを拒否されたケースでは、弁護人が裁定請求を求めるとのことであり、裁判所の判断が注目される。全弁護士が、被疑者に常に録画状況を確認するなどして、取調べの録画・録音の在り方を厳しく検証する必要がある。

(東京弁護士会会員)